

「放送サービスの高度化に関する検討会」における ワーキンググループの設置について（案）

1 目的

「放送サービスの高度化に関する検討会」（以下、「検討会」という。）における検討内容である「4K・8K（スーパーハイビジョン）」、「スマートテレビ」、「ケーブル・プラットフォーム」に係る事項について、それぞれより専門的な観点から検討を行うため、ワーキンググループを開催する。

2 名称

各ワーキンググループの名称は、それぞれ「スーパーハイビジョンWG」、「スマートテレビWG」、「ケーブル・プラットフォームWG」とする。

3 検討内容

- (1) 「スーパーハイビジョンWG」においては、4K・8K（スーパーハイビジョン）に係る放送サービスや受信機に関するロードマップの策定等について検討する。
- (2) 「スマートテレビWG」においては、スマートテレビについて視聴者の安心・安全の確保の観点から遵守すべきルール具体化とその実現のための推進体制の在り方等について検討する。
- (3) 「ケーブル・プラットフォームWG」においては、ケーブル業界共通のプラットフォームに求められる基本的機能やプラットフォームを担う者が遵守すべきルール等について検討する。

4 主査、構成員

- (1) 各ワーキンググループの主査及び構成員は、検討会座長が指名する。
- (2) 主査は各WGを招集し、主宰する。
- (3) 主査は上記のほか、本WGの運営に必要な事項を定めることができる。

5 会議の公開

各ワーキンググループにおいては、構成員の所属組織において非公開とされる情報を元に検討を行う必要もあることから、会議及び配付資料については原則非公開とし、公表に適する事項については、適宜検討会に報告することで公表に代えることとする。